

## 介護保険料「特別徴収」の平準化について

介護保険料の特別徴収（年金天引き）について、現在の賦課方法では収入の変動や介護保険料の改正があると、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合があります。

平成25年度より仮徴収額と本徴収額で大きく異なることが想定される人について、天引きされる額が年間を通してできるだけ均等になるように、仮徴収額を変更して保険料額の増減の幅を調整する『平準化』を行います。



### ○『仮徴収』と『本徴収』？

『仮徴収』・・・前年の所得が確定していないため、前年度の2月の年金天引き額をもとに計算した額を仮に納付していただきます。（『4月』『6月』『8月』）

『本徴収』・・・前年所得が確定して年間保険料額が決まります。その年間保険料から仮徴収額を差し引いた残りの額を3回に分けて納付していただきます。（『10月』『12月』『翌年2月』）

### ○『平準化』とは？

◎参考例 所得段階：第4段階（世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人）の場合  
年間保険料 66,924円（基準月額5,577円）

#### 【平成24年度】（年間保険料66,924円）

納付月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
保険料	4,800円	4,800円	4,800円	17,524円	17,500円	17,500円
	14,400円			52,524円		

※仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じています

#### 【平成25年度】（年間保険料66,924円）

納付月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
保険料	17,500円	7,900円	7,900円	11,224円	11,200円	11,200円
	33,300円			33,624円		

※4月は前年度2月と同額になりますが、6・8月の仮徴収額を変更して仮徴収と本徴収が均等になるように調整されます

#### 【平成26年度】（年間保険料66,924円）

納付月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
保険料	11,200円	11,100円	11,100円	11,324円	11,100円	11,100円

※前年度の平準化により、仮徴収と本徴収に天引きされる保険料の差が緩和されます

■平準化は、所得段階が前年度と変わらないという前提で計算します。そのため、本人や同世帯家族の課税状況が前年度と大きく異なる人の場合は、仮徴収額と本徴収額の差が生じてしまいます。

■平準化により仮徴収額が変更になる人には、5月に通知する予定です。年金から天引きされる介護保険料が年間を通して変動が少ない人は平準化を行いません。

また、本徴収額確定通知は前年の所得や同世帯家族の課税状況が決定した後、7月に通知します。

お問い合わせ

高齢福祉課介護保険班

☎62-1112



**津波警報が変わります**  
津波警報は、津波による災害の発生が予想されるときに発表される重要な情報です。気象庁では、東日本大震災の津波被害を踏まえ、これまでの内容を改善した新しい形式の津波警報の発表を平成25年3月7日正午から開始します。レジャー等で沿岸部にお出かけされた際に、強い揺れや弱くてもゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報を見聞きしたときは、すぐに高い所に避難してください。詳しくは秋田地方気象台ホームページをご覧ください  
秋田地方気象台防災業務課  
☎018-864-3955

**講師を派遣します**  
東北財務局では、財政・経済・金融・国有財産などのテーマで、地域グループの勉強会や職場の研修などに講師を無料で派遣しています。（講演料、交通費等の費用は一切不要です）最近、高齢者に対する振込詐欺等の金融犯罪被害が多くなっていることからその注意を呼び掛けるとともに、最近の話題として、消費税の引き上げがなぜ必要なのかを我が国の財政の現状と課題から分かり易く説明します。  
【お話しできるテーマの例】  
▽金融犯罪被害にあわなかったために国の財政の現状と今後のあり方  
▽社会保障と税の一体改革  
▽県内の経済情勢 など  
秋田財務事務所総務課  
☎018-862-4191

## 北秋田市 環境放射線量測定結果

空間線量調査（2月14日測定）

観測地点	測定結果
市役所本庁舎前	0.05
合川庁舎前	0.03
森吉庁舎前	0.06
阿仁庁舎前	0.05
クリーンリサイクルセンター前	0.05
一般廃棄物最終処分場	0.03
鷹巣埋立地最終処分場	0.03

（単位：マイクロベクト毎時）

測定の結果、秋田県の通常レベルを超える数値は観測されていません。

※県の通常レベルは  
0.022～0.086

☎生活課環境班 ☎62-1110

## 認知症サポーター講座を受講してみませんか

認知症の方やその家族が住みなれた家庭や地域で生活できるように、また、認知症について誰もが自らの問題として捉えるためにも、地域全体で支える地域づくりを進めています。

講座を受講して認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援するサポーター（応援者）になりましょう。

### 【講座の内容】

講座は標準テキストに基づいて、ビデオ上映も交えながら60～90分間の講座内容です。

### 【講座に必要な経費等】

講座開催にかかる費用（講師料、テキスト代）は無料で、講座に必要なテキスト等も市で準備します。

なお、講座の講師は、専門の研修を受講した「認知症キャラバン・メイト」が行います。

【現在のサポーター数】北秋田市972人（平成25年2月末日）、全国390万2790人（平成24年12月末日）

### 【講座の申し込み】

①認知症サポート養成講座開催申込書に必要事項を記入の上、申し込みを行ってください。

②北秋田市在住・在勤の方を中心とした集まりで、おおむね10人以上の参加で開催可能です。会場は北秋田市内になります。

### ※対象外

○介護サービス事業者が従事者に対して実施する研修（職員研修等）

○受講料が有料となる研修、講習等のプログラム内、そのオプション企画としての講座

認知症サポーター養成講座の開催を希望される団体等がありましたら、お問い合わせ先にお電話ください。

☎ 高齢福祉課介護保険班 ☎62-1112